

公募開始に向けた事前予告が発表されました！！

革新的ものづくり・商業・サービス 開発支援事業補助金について (通称:ものづくり補助金)

<ものづくり補助金とは？>

経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部が補助される制度です。毎年1000億円程度の予算規模で公募されるため、国内でもっとも有名な補助金の1つとされています。

このページに記載の情報は9月13日に中小企業庁ホームページ掲載された、次回ものづくり補助金の事前予告をもとにしています。実際に公募が開始された際には内容が異なる場合がございます。

申請者の要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う**中小企業・小規模事業者**であること。

※ 当事務所は認定支援機関として国の認定を受けています。

※ 中小企業・小規模事業者の概要およびその他の要件詳細は当事務所までお尋ねください。

補助上限額と補助率

申請類型	補助上限額	補助率
① 第四次産業革命型	3,000万円	補助対象 経費の 2/3以内
② 一般型	1,000万円	
③ 小規模型	500万円	

補助上限額の引き上げ

「一般型」、「小規模型」に限り、下記の要件を満たす場合は**補助上限額が引き上げ**られます。

- 「経営力向上計画」の認定を受け、雇用・賃金を増やす計画に基づく取組み・・・**補助上限額 倍増**
- 上記取組みに加え、さらに最低賃金引き上げの影響を受ける場合……………**補助上限額 さらに1.5倍**
(上記と併せ補助上限は**3倍**)